





令和2年7月20日

法政大学第二中・高等学校同窓会  
議 決 権 保 有 会 員 各 位

法政大学第二中・高等学校同窓会

会長代行	大八木 勇夫	
監 事	西山 俊太郎	
監 事	黒井 朝久	
監 事	白井 眞知男	

## 臨時総会の開催について(再通知)

令和2年1月25日付で監事3名全員の一致により法政大学第二中・高等学校同窓会会則(以下「会則」といいます)第13条第7項の定めに基づき、文書により臨時総会の開催請求がありましたので、会長代行は、会則第13条第2項の定めにより、令和2年2月29日(土)15時からの開催を通知させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮して、直前になりますが2月28日に臨時総会の開催中止を通知させていただきました。

これにより、会則第13条第7項の定める監事による請求の日から2月以内における臨時総会の開催が困難な状況が継続しておりました。

しかしながら、今回の開催中止は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部からの各学校に対する要請及び当該要請を受けた母校側からも不特定多数の外来者が入構することについて配慮を求められたことに対応したものであり、真に止むを得ない事情があったものと考え、臨時総会の開催請求を行った監事3名からも、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の臨時休校要請の解除及び母校側からの入構が認められる状況になるまでの間の



臨時総会の開催延期は、許容される以上に社会的にも必要な行為であったと  
会長代行及び監事3名は判断させていただきました。

それを証するため、今回、監事3名もこの通知書に記名押印させていただきました。

つきましては、今般、母校側より学校施設利用の許可が得られましたので、  
下記のとおり、臨時総会を開催させていただきます。

なお、前回発出させていただきました臨時総会開催通知に対し、令和2年  
2月25日付の通知書(内容証明郵便)により臨時総会での議決事項が無効と  
なる可能性を指摘する通知を受けておりますが、それに対する会長代行及び  
監事の考え方については、臨時総会冒頭でご説明させていただきます。

### 記

開催日時 令和2年8月8日(土) 15時から  
(受付時間は14時30分から14時55分まで)

開催場所 母校(川崎市中原区木月大町6番1号)  
木月総合文化棟2階多目的室

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によりましては、会場を変更さ  
せていただく場合がございます。

議 題 第1号議案 法政大学第二中・高等学校同窓会会則の改正  
第2号議案 平成31年度暫定収支予算案の承認

※ なお、臨時総会当日は、印刷費用削減のため、前回送付させていただきました  
資料は配布いたしませんので、前回送付いたしました「議案書」等をお持ち  
いただけますよう御協力をお願いいたします。

注意事項 別紙「注意事項」に記載のとおりです。  
なお、当日は熱中症予防の観点からクールビズでご出席願います。

以 上



## 注 意 事 項

- 1 臨時総会当日に37.5度以上の発熱があり、咳や倦怠感があるなど風邪やインフルエンザのような症状が認められる方につきましては、必ず受付で申し出て下さい。

この場合には、感染予防の観点から母校施設内への入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

また、当日は、必ずマスク着用でのご出席をお願いいたします。

- 2 令和2年8月8開催の臨時総会を欠席される議決権保有会員は、臨時総会に出席する他の議決権保有会員に当該総会における議決権の行使を委任することができます。

この場合の注意事項は、次のとおりです。

- (1) 本通知に同封された「平成31年度臨時総会(2)委任状」(裏面は、「平成31年度臨時総会(2)入場券」となっています)に代理人(受任者)の氏名及び期別並びに委任した日付、委任者(総会を欠席するご自身)の氏名(自書された場合には、押印の必要はありません)及び日中に連絡のとれる電話番号を記入して、必ず63円分の郵便切手を貼付の上、令和2年8月1日(土)必着で、同窓会事務局あて郵送にて提出して下さい。

郵送以外の提出は、通信日付印による投函日の確認ができないので無効とします。

- (2) 代理人(受任者)は、別添の「平成31年4月1日現在の議決権保有会員(受任者となれる方)名簿」に記載のある平成31年度議決権保有会員である必要があります。

なお、監事は会則の定めにより、総会での議決権を有しません。

また、会長代行(総会議長)を代理人(受任者)とした委任状は、議決の結果が賛否同数となった場合についてのみ総会議長は賛否を表明することになっておりますので注意してください。

☞ 会則第13条(総会)第4項、同条第5項

- 3 令和2年8月8日開催の臨時総会に出席される方は、当日、「総会受付」に「平成31年度臨時総会(2)入場券」(裏面は、「平成31年度臨時総会(2)委任状」となっています)を提示して当日配布資料を受領してください。

なお、「平成31年度臨時総会(2)入場券」をお忘れになった方には、総会受付において本人確認書類の提示を求めることがありますので、「平成31年度臨時総会(2)入場券」をお忘れにならないようご注意ください。

また、上記2記載の委任状を郵送により提出された議決権保有会員の方は、委任状の効力を優先させていただきますので、ご注意ください。